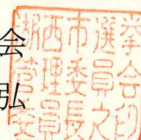


湖西市選挙管理委員会規程第1号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月16日

湖西市選挙管理委員会  
委員長 西川 睦 弘



政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する規程

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（平成5年湖西市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「」及び「(署名又は記名押印)」を削る。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。